人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○財務大臣臨時代理
　同　山本　早苗（高市　早苗）
財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　山本　早苗（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
　正願　隆一
日本銀行監事に任命する（以上九月二十日）
○外務大臣臨時代理解職
　国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（九月二十三日）
○財務大臣臨時代理解職
　国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）
財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　山本　早苗（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる
　文部科学大臣秘書官　榮　友里子
願に依り本官を免ずる
簡易裁判所判事に任命する（以上九月二十四日）
　（関税局長）財務事務官　佐川　宣寿
関税協力理事会日本政府代表を命ずる
　（大臣官房審議官）同　藤城　眞
関税協力理事会日本政府代表代理を命ずる
　（関東信越国税局長）同　松村　武人
関税協力理事会日本政府代表代理を免ずる
　（資源エネルギー庁資源・燃料部長）経済産業事務官　藤井　敏彦
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
　（大臣官房参事官兼アジア大洋州局）外務事務官　大菅　岳史
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
　（商務情報政策局商務流通保安審議官）経済産業事務官　住田　孝之
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
　（大臣官房参事官）外務事務官　滝崎　成樹
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
　（大臣官房審議官兼アジア大洋州局）同　梨田　和也
日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
　（大臣官房審議官兼総合外交政策局）同　下川眞樹太
日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
　（商務情報政策局博覧会推進室長）経済産業事務官　千代　光一
博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる
　（大臣官房付）同　堺井　啓公
博覧会国際事務局総会日本政府代表を免ずる
　（大臣官房審議官）財務事務官　岡村　健司
国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
　（国際局次長）同　吉田　正紀
国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を免ずる
　（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　勝田　智明
国際労働機関理事会日本政府代表代理を命ずる
　（大臣官房付）同　伊澤　章
国際労働機関理事会日本政府代表代理を免ずる
　（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））内閣事務官　山崎　重孝
内閣官房皇室典範改正準備室長を命ずる
　（同）同　河内　隆
内閣府に出向させる
内閣官房皇室典範改正準備室長を免ずる
　（厚生労働省医政局総務課長）厚生労働事務官　土生　栄二
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に昇任させる
　（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））内閣事務官　土生　栄二
内閣人事局に併任する
　（同）同　土生　栄二
内閣官房人事管理官を命ずる
内閣官房皇室典範改正準備室副室長を命ずる
　（同（併）内閣人事局）同　山崎　重孝
内閣人事局の併任を解除する
　（同）同　山崎　重孝
内閣官房人事管理官を免ずる
内閣官房皇室典範改正準備室副室長を免ずる
　（同）同　福井　仁史
内閣府に出向させる（以上九月二十五日）

内閣府

　東宮侍従　木村　徹也
願に依り本官を免ずる（九月二十三日）
　東宮侍従に任命する（九月二十四日）　前田　未央

法務省

　（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　松井　洋
東京地方検察庁検事の併任を解除する（九月十八日）
　（千葉地方検察庁検事）検事　西本　晃
千葉地方検察庁木更津支部勤務を命ずる
千葉地方検察庁木更津支部長を命ずる
　（千葉地方検察庁木更津支部長）
　同　佐藤　壇
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる（以上九月二十四日）

官庁報告

官庁事項

移動受信用地上基幹放送（103.5MHzを超え108MHz以下の周波数を使用して行い、近畿広域圏（基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第３の１（１）ウにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について

移動受信用地上基幹放送の業務の認定について、平成27年10月１日（木）午前８時30分から同年11月２日（月）午後５時15分までの間、近畿総合通信局放送部放送課において申請の受付を行います。

なお、本件申請の対象セグメント領域及びセグメント数は、次のとおりです。

セグメント領域	セグメント数
3セグメント形式のOFDMフレーム	1／5、2／5、3／5、4／5、1／5、6／5、7／5、8／5、9／5、12／5、2／5、11／5、13／5、14／5又は3

注　申請者は、基準セグメント数（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第61条第３号に規定する基準セグメント数をいう。）を申請することを妨げない。

また、郵送による場合は、次の宛先に提出してください。

郵送先：〒540－8795　大阪府大阪市中央区大手前１丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館　近畿総合通信局　放送部放送課（電話番号06－6942－8488）

詳細については、総務省情報流通行政局地上放送課（電話番号03－5253－5793）にお問い合わせください。

平成27年９月30日　総務省

平成26年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり平成26年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要を公表する。

平成27年９月30日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、林野庁国有林野部経営企画課及び各森林管理局に備え置いて縦覧に供する。）